

令和 8 年度不用物品売却単価契約内訳書
(令和 8 年 1 0 月 1 日～令和 8 年 1 2 月 3 1 日分)

環境政策局適正処理施設部施設管理課
(担当：佐合、上田 電話 222-3964)

件 名	(単価契約) 不用物品売却 (アルミニウム製小型金属類 南部クリーンセンター南積替所) 第 3 四半期
予 定 数 量	1 3, 0 0 0 kg (数量については増減する場合がある)
契 約 期 間	令和 8 年 1 0 月 1 日から 令和 8 年 1 2 月 3 1 日まで
引 渡 場 所	南部クリーンセンター南積替所 (京都市伏見区横大路千両松町 4 4 7)
契 約 条 件	別紙「仕様書」のとおり
そ の 他	

アルミニウム製小型金属類の売却に関する仕様書

本仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が家庭から排出される鍋、やかん、フライパンなどの金属性廃棄物を分別収集し、南部クリーンセンター南積替所において素材別に選別処理したアルミニウム製の小型金属類に関して、売却業者（以下「乙」という。）へ引渡す業務に関し、必要な事項を定める。

- 1 引渡す金属資源物は、アルミニウム製のものとする。ただし、取っ手などの製品に付随する不純物（以下「不純物」という。）を含む。
- 2 金属資源物の引渡場所は、南部クリーンセンター南積替所構内の、甲が指定するストックヤードとする。金属資源物の積み込み作業は、甲が貸与する重機（詳細は後述）を乙が操作することにより行う。なお、重機の操作は労働安全衛生法による技能講習を修了した者に限る。
- 3 金属資源物の引渡日は、甲が金属資源物の発生量の状況を考慮の上、概ね1箇月につき1回から2回程度の頻度で指定する。なお、発生量の状況等の事情により、期間調整を行う必要があるときは、予め乙と協議のうえ決定する。
- 4 金属資源物の計量は、甲の指示に従い、乙が南部クリーンセンター南積替所構内に設置している計量器において行う。金属資源物の引渡し時、積込前と積込後にそれぞれ乙の車両重量を計量器で測定し、その差を引渡し重量とする。なお、積込み時にその他不純物が混入することがあるが、この重量についても引渡し重量に含むことになるため、単価算定に当たっては十分注意すること。
- 5 運搬に使用する車両は、甲の重機により確実に金属資源物の積込みができ、なおかつ南部クリーンセンター南積替所の計量器において計量が安全かつ確実に実施できる大きさであること。なお、甲の重機について、金属資源物の持ち上げ可能な高さは概ね2,900 mmであり、南部クリーンセンター南積替所計量器における載台寸法は幅 3,000 mm、長さ 8,000 mmである。
- 6 乙は、資源物の積込み、引渡しその他の作業において、次の事項を順守しなければならない。
 - (1) 最大積載量を厳守するとともに、積荷が輸送中に荷崩れ・飛散することがないように適切な措置を講ずること。
 - (2) 構内における作業全般について、甲職員の指示に従い、作業に支障を生じないように、十分注意すること。
 - (3) 積み込み作業に当たっては、金属資源物がストックヤードの周囲に飛散しないように注意すること。飛散した場合は乙の責任において回収すること。また、他の車両の通行の妨げとならないよう注意すること。

- (4) 業務の履行に伴い南部クリーンセンター南積替所内の構造物等を損傷することがないよう、十分に注意すること。損傷した場合については本市に速やかに報告したうえで、乙の責任において原状回復を行うこと。原状回復の内容については本市の指示を受けること。
- (5) 重機の整備経費及び給油については甲の責任において行うこととする。乙は積み込み作業において重機の不具合や動作不良があった場合は甲に状況を報告すること。乙の故意または過失により重機に不具合が発生した場合には乙の責任において不具合の復旧を行うこと。
- (6) 甲の重機の不具合により引取作業に支障が生じた場合は、別途協議することとする。
- (7) 積み込み作業の日時は甲職員と事前に協議のうえ決定すること。
- 7 乙は資源物の売却事務において、次の事項を順守しなければならない。
 - (1) 引渡しがあった月の月末を締切りとし、翌月5日までに見積書、内訳書及び計量票を提出すること（様式等については別途甲が乙に対して指示する）。
 - (2) 代金については、月末締めで引渡した資源物の量の総合計に対して、契約単価を乗じることにより金額を決定する。なお、1円未満の端数については切捨てる。支払いについては甲から乙に対して発行する納入通知書により、納入通知書到達日から14日以内に納入すること。
 - (3) 京都市契約事務規則及び関係法令を順守すること。
- 8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであるため、大幅な増減があったとしても、甲は何ら補償しない。
- 9 残渣については、乙の責任において適正に処理を行うこと。
- 10 本仕様書に定めのない事項については、そのつど、甲乙協議により定める。

<重機>

ショベルローダ（型式SD23T-9）